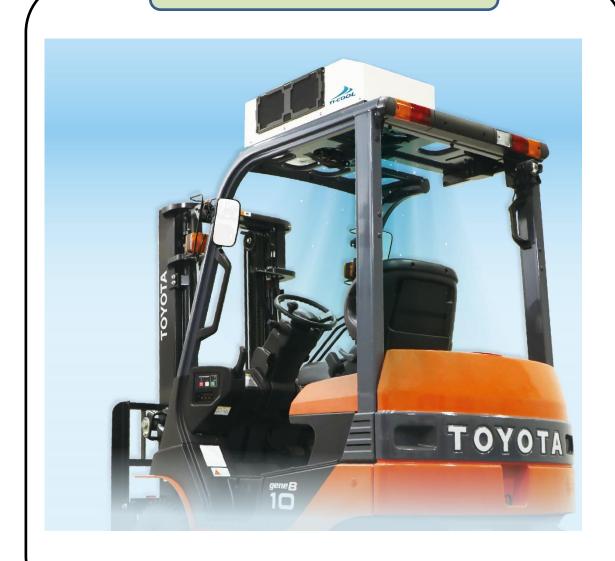
業務用冷凍空調機器ユーザによる

簡易点検の手引き

改正フロン法対応(フロン類の漏えい点検)

TI-COOL編





1. 背景

業務用冷凍空調機器に使用されている「冷媒」の多くはフロンガスですが、現在使用されているフロン類の多くは、代替フロンと言って、「オゾン層を破壊しない」ものに転換されています。

しかし、その代替フロンは、大気に放出すると C O 2 の数千倍もの「地球温暖化」に与える影響が大きく、排出削減が喫緊の課題となっています。

そこで、平成25年6月12日、「フロン回収破壊法」が改正されました。この改正では、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(略称:改正フロン法)と名称を変更し、『できるだけフロン類を使用しない製品を製造し、使用しよう』、『フロン類を使用している製品については、排出をしないようきちっと管理をしよう』ということになりました。

この改正フロン法では、フロン類を製造する「フロンメーカ」、フロン類を使用する冷凍空調機器を 製造する「機器メーカー」、そして、フロン類を使用する冷凍空調機器を使用している 「機器ユーザー」に、国が「判断の基準」を定め、各当事者のその遵守を求めるものとなっています。

※経産省・環境省・日設連発行「簡易点検の手引きはり引用

2. 簡易点検について

(1)対象機器と点検頻度

全ての機器ユーザーに対して、使用する全ての業務用冷凍空調機器について日常的に行う「簡易点検」を**四半期に1回以上行う**よう定められており、TI-COOLも該当します。 また、TI-COOLは一般的には冬季は使用しない場合が想定されますが、未使用期間中も「簡易点検」は行う必要があります。

(2)点検者

「簡易点検」は、機器ユーザーが自ら実施することが求められています。

レンタル機器の場合は、一般的にはレンタル会社に「簡易点検」の実施が求められますが、 簡易点検のためだけに人員を派遣しなくても、別の用件があった場合に入念に点検するなど、可能 な範囲での簡易点検が求められています。なお、レンタル会社から使用者などに簡易点検を委託 した場合も、レンタル会社による簡易点検の実施とみなすことができます。

(3) 簡易点検要領

基本的には**「点検者が安全で容易にできる外観目視点検」**を実施することになります。 機器が防護柵がない屋根に設置されている場合や、長い脚立を使用しないと点検できない場合 などは、危険ですので専門業者に点検を依頼してください。 詳細は、次頁以降に点検要領を示します。

(4)点検結果の処置

「簡易点検」により、フロンの漏えい又は故障等を確認した場合は、速やかに専門業者に点検・ 修理を依頼してください。

また、点検結果は記録し、機器を廃棄した後も3年間保存する必要があります。

【簡易点検(漏えいチェック)の方法】

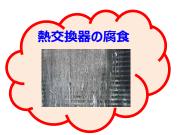
(1) 本体ユニットの外観を目視点検する



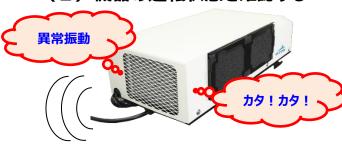
①熱交換器の損傷・油にじみ・腐食の有無を 確認する

(安全で容易に確認ができる場合)

②本体の傷・錆 有無を確認する (安全で容易に確認ができる場合)



(2)機器の運転状態を確認する



①本体ユニットの異常振動有無を確認する (安全で容易に確認ができる場合)

②本体ユニットの異常音有無を確認する (安全で容易に確認ができる場合) ・異常音の例 「カタ! カタ!」

【注意】

周囲温度が使用条件範囲(温度/湿度:15%/50%~40%/60%)外の場合は、本体が動作しない可能性がございますのでご注意ください

【本体の維持管理のために】

(1)フィルターのこまめな清掃



- ①濡れタオルやウエットティッシュ等でフィルター 表面の汚れをふき取る
- ②汚れが目立ってきたり、風量が弱くなったと 感じた時は、適宜フィルターを取外して 水洗いする

【ワンポイントアドバイス】

・交換用エアフィルターをご用意しております汚れが落ちにくくなったり、臭気・破損が発生したら交換を推奨します(交換目安:1シーズン毎)

・冬季のシーズンオフなどに本体に被せて使用できる
「本体カバー(別売品)」をご用意
汚れや埃から本体をガードすることで、
本体外装やフィルター部を清潔に保つことができますので、ぜひご活用ください

